

## 大阪市男女共同参画推進本部 基本計画策定部会設置要綱

### (設置)

第1条 大阪市男女共同参画推進条例第9条に規定する男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)の策定について、調査及び検討を行うため、大阪市男女共同参画推進本部設置要綱第6条に基づき、基本計画策定部会を設置する。

### (検討事項)

第2条 部会は、次の事項について、検討を行う。

- (1) 基本計画の策定にかかわること。
- (2) その他、基本計画に基づく取組みを推進するため必要な事項。

### (組織等)

第3条 部会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 部会長は、市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課長をもって充てる。

### (関係者の出席)

第4条 部会長は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことが出来る。

### (庶務)

第5条 部会の庶務は、市民局において行う。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定める。

### 附則

この要綱は、平成28年1月15日から施行する。

### 附則

この改正規程は、平成28年7月28日から施行する。

### 附則

この改正規程は、令和2年1月29日から施行する。

### 附則

この改正規程は、令和2年4月27日から施行する。

別表第1(第3条関係)

人事室人事課長

区役所市民協働課長会幹事

区役所人権生涯学習主管課長会幹事

経済戦略局企画総務部企画課長

市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長

市民局ダイバーシティ推進室雇用女性活躍推進課長

市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課長

市民局区政支援室地域支援担当課長

福祉局総務部経理・企画課長

健康局健康推進部健康施策課長

こども青少年局企画部経理・企画課長

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習担当課長

教育委員会事務局指導部初等・中学校教育担当課長